



これは、社会福祉協議会全国共通のシンボルマークです。手を取りあって、明るい幸せな社会を建設する姿を表現しています。

ふくし がっから

ふれあいネットワーク

編集・発行
(年1回)

社会福祉法人
勝浦市社会福祉協議会(保健福祉センター内)
〒299-5226
千葉県勝浦市串浜1191番地の1
☎(0470)73-6101 FAX(0470)73-6102



勝浦市社会福祉協議会は勝浦市保健福祉センターの中にあります。

会長就任のご挨拶



勝浦市社会福祉協議会

会長 高橋 昭

この度、役員任期満了に伴い、前任者太田耕正会長の後任として会長に就任することになりました。

もとより微力ではございますが、これからの勝浦市社会福祉協議会の円滑な運営をとおして地域福祉の充実と発展のために努力して参りたいと存じます。

さて、昨今の非常に厳しい社会経済情勢の中、福祉分野においては、少子高齢化の進行や人口減少社会、さらには年金をはじめとする社会保障制度に対する不安の拡大、また、地域での子育て支援や子供や高齢者への虐待問題等福祉事業関係者に求められる重要な課題が山積しています。

このような状況の中、私ども「地域福祉を推進する中核的組織」である社会福祉協議会の果す役割というのは大変重要であります。当社協といたしましても多様化する福祉ニーズに対応する為、地域に根付いた地域福祉事業の構築等、健全で地域に信頼される市社協の運営を目指し努力して参りたいと存じます。

今後とも、市民の皆様をはじめ、多くの方々より一層の温かいご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ではありますが、会長就任の挨拶とさせていただきます。

社会福祉法人勝浦市社会福祉協議会理事・監事・評議員名簿

会長	高橋 昭	評議員	村上 和右
副会長	渡辺 正敏	評議員	滝口 敏夫
理事	高橋 行雄	評議員	渡辺 喜夫
	吉野 修文	評議員	川名 安明
	千葉 正徳	評議員	鎌田 利夫
	大沢 善正	評議員	細矢 光男
	花ヶ崎 正男	評議員	宮崎 豊
	檜 葉	評議員	正木 和子
	関野 敬子	評議員	櫻井 孝
	三葛木 旺	評議員	酒井 かつ子
	田中 宏夫	評議員	市原 好範
	上村 吉勝	評議員	田原 彰
	吉清 喜一郎	評議員	理事 一名欠員
	松本 孝	評議員	評議員 一名欠員
	狩野 武雄	評議員	
	佐久間 清隆	評議員	
	末吉 秀雄	評議員	
	渡邊 武次	評議員	
	渡辺 光夫	評議員	
	吉野 稔	評議員	
	関川 彰	評議員	
	中村 東雄	評議員	
	中村 東雄	評議員	

(三月一日現在)

平成21年度一般会計歳入歳出予算

単位 千円

歳 入		歳 出	
会 費	7,116	会 議 費	9
補 助 金	17,081	事 務 費	2,849
委 託 金	8,489	事 業 費	39,925
配 分 金	6,634	援 護 費	4,380
事 業 収 入	1	福 祉 活 動 費	28,140
寄 付 金	100	共同募金配分事業	2,580
基 金 収 入	203	基 金 事 業	820
雑 収 入	43	地域ぐるみ福祉活動費	4,005
財 産 収 入	3	積 立 金	1
繰 入 金	1,000	予 備 費	150
繰 越 金	2,264		
歳 入 合 計	42,934	歳 出 合 計	42,934

平成20年度一般会計歳入歳出決算

単位 円

歳 入		歳 出	
会 費	7,068,400	会 議 費	5,546
補 助 金	16,791,216	事 務 費	2,443,841
委 託 金	8,039,521	事 業 費	37,947,844
配 分 金	6,549,774	援 護 費	4,258,774
事 業 収 入	0	福 祉 活 動 費	26,864,523
寄 付 金	430,749	共同募金配分事業	2,385,818
基 金 収 入	220,561	基 金 事 業	778,565
雑 収 入	101,718	地域ぐるみ福祉活動費	3,660,164
財 産 収 入	3,509	積 立 金	0
繰 入 金	1,207,000	予 備 費	0
繰 越 金	3,656,602		0
歳 入 合 計	44,069,050	歳 出 合 計	40,397,231

差引 3,671,819円 平成21年度へ繰越

平成21年度事業実施計画

事業名	内 容
1. 会議等の開催	1. 理事会、監査会、評議員会 2. 生活福祉資金、老障資金貸付調査委員会
2. 地域福祉推進ネットワーク事業	1. ボランティア連絡協議会との連携・支援 2. 広報啓発活動の推進 3. 県主催の会議及び研修会に参加 4. 各地区社協・ボランティアグループ及び連絡協議会へ活動費助成 5. ボランティア活動保険の加入
3. ボランティアセンター事業	1. ボランティアセンター運営委員会 2. 情報誌『ぼらんていあ』の発行 3. ボランティア講座（町並み案内・3B体操・福祉救援）の開催 4. おもちゃ図書館『夢ぼけっと』の開設 5. ゆうゆう広場開催 6. 高齢者疑似体験セット等の貸出
4. 福祉振興基金活動事業	1. ボランティア活動費助成（グループ・連絡協議会）
5. 低所得者援護対策	1. 生活福祉資金（総合支援資金等）・福祉資金貸付金庫の貸付 2. 法外援護 3. 歳末たすけあい配分金の支給
6. 児童・父子・母子福祉対策	1. 赤い羽根子供の遊び場の補修 2. 養護学校児童に対し図書券を配布 3. 母子福祉会に活動費助成 4. 父子家庭児童に就学祝金支給
7. 高齢者福祉対策	1. 独居老人安否確認事業（お元気コール）の実施 2. 老人居室増改築資金貸付事業の実施 3. 老人クラブ活動への助成 4. ねたきり老人の慰問及び見舞品支給（介護用品） 5. 敬老慰問金の支給（80歳以上の独居老人） 6. 敬老文通活動の実施（小学生による葉書発送） 7. 日常生活自立支援事業に協力
8. 心身障害者(児)福祉対策	1. 重度障害者居室増改築改造資金貸付事業の実施 2. 在宅ねたきり身体障害者(児)の慰問及び見舞品支給 3. 身体障害者福祉会へ活動費の助成
9. 合同相談 (高齢者等相談支援事業)	1. 年間33回、保健福祉センター・上野集会所・総野集会所・勝浦市役所・興津公民館、いずれも午後1時から午後4時まで開設 2. 相談員の研修
10. 趣旨普及事業	1. 年1回「ふくしかつうら」を発行
11. 受託事業	1. 勝浦市保健福祉センター管理運営 2. 福祉カーの管理運営 3. 生活支援訪問介護業務の実施（ホームヘルパー）
12. その他	1. 区長連合会、遺族会、地区社協、民生児童委員協議会に活動費助成 2. 千葉県社会福祉大会に参加 3. 共同募金に協力

生活支援訪問介護 (ホームヘルパー)事業



身体上または精神上的の障害があって、日常生活に支障をきたしている、おおむね65歳以上の者で、介護支援の認定を受けられない老人家庭に対しヘルパーを派遣し、老人の日常生活のサービスを行い、もって老人が健康で安心した生活を営むことができるよう、身体介護を除く掃除や洗濯、買物等の支援を行っています。

〈利用者からの声〉

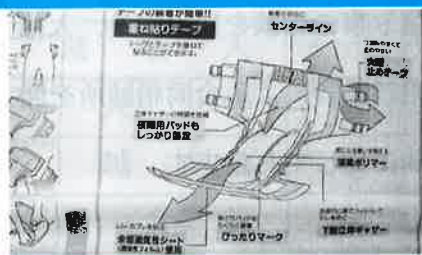
日常生活に必要な買物や掃除・洗濯等、お手伝いして頂き非常に助かっています。また、ホームヘルパーさんとのなげない会話も、楽しみの一つになっています。

お元気コール事業



現在、市において「緊急通報システム」の設置や「ヤクルト支給」による安否の確認、また民生委員による訪問等により、少しでも安心した生活ができるよう努めていますが、地区の社会福祉協議会で70歳以上の独居老人に対して、週に1回程度電話による「お元気コール」を実施し見守りによる安否の確認を行っています。

ねたきり老人への 介護用品支給事業



自宅においてねたきりの65歳以上の老人を介護している家庭に対し7月、11月、3月の3回にわけて紙おむつ・パッドを配布し援助を行っています。

福祉カー活用事業



心身障害者（児）及び高齢者の社会参加を促進し、地域福祉の向上を図るため、市の委託により車椅子搭載用の車両の貸出しを行うとともに、取扱基準を満たす方は市内の病院へ通院する場合、社会福祉協議会職員による送迎サービスを行っています。

貸出条件

利用対象者 (1) 心身障害者（児）及び高齢者並びにその家族

(2) 社会福祉団体及び社会福祉施設

(3) 社会福祉ボランティア

(4) その他市長が適当と認めたもの

貸出料等 (1) 貸出料は無料です

(2) 使用した分の燃料を返還時に補給してください

貸出期間 (1) 基本的に貸出期間は1回につき3日以内とします

(2) 貸出を希望する場合は、利用日の5日前までに申請してください

心配ごと相談事業



現在、大きな問題となっている「おれおれ詐欺」や「サラ金問題」及び「土地の境界問題」等、いろいろな悩み事の相談を民生委員、人権擁護委員、行政相談委員による合同相談所を開設し、市民の相談に応じております。



あなたの暮らしを応援します 福祉の貸付制度

平成21年10月1日現在

あなたの生活をサポートする資金

福祉資金

低所得者、障害者又は高齢者の世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことで、経済的自立及び在宅福祉、社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。
(生業、技能習得、療養、介護、住宅増改築等)

総合支援資金

失業や減収により生計維持が困難になり、生活再建のための継続的な相談支援を必要とする世帯に対し、資金を貸し付ける事で世帯の自立を支援する貸付制度です。
生活支援費:月20万円(単身15万円)以内
最長6か月以内等(ただし計1年以内での延長可)
※住居のない離職の方には、公的給付等までのつなぎ資金制度もあります。

不動産担保型生活資金

住み慣れた我が家で老後を送れるように、所有しているお住まいの土地、建物を担保として生活資金をお貸しする貸付制度です。
土地評価額1,000万円以上
65歳以上・月30万円以内の貸付

教育支援資金

低所得者世帯を対象に、学校教育法に規定する高校、短大、大学、高等専門学校に就学するのに必要な経費を無利子でお貸しする貸付制度です。

小口生活資金

傷病、賃金の未払い、遅配等の原因により、一時的に著しい生活困窮に陥った時にお貸しする貸付制度です。(大阪市民・堺市民は除く)
10万円(単身5万円)以内貸付

■生活福祉資金について

生活福祉資金貸付制度は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図る事を目的とした貸付制度です。

本貸付制度は、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施しています。

また、本貸付制度では、資金の貸付による経済的な援助にあわせて、地域の民生委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行います。

■貸付対象

生活福祉資金の貸付の対象となる世帯は下記のとおりです。

- 低所得世帯…資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税程度)。
- 障害者世帯…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(現に障害者自立支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者を含みます。)の属する世帯。
- 高齢者世帯…65歳以上の高齢者の属する世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者等)。

貸付に必要な添付書類(例)

内 容	対 象 者	書 類 (2つ以上ある場合はいずれか)
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者・連帯借受人・連帯保証人	住民票(本籍地が記載されたもの) ※借入申込書・連帯借受人は、世帯全員分
所得が分かる書類	借入申込者・連帯借受人世帯(全員分)	源泉徴収票、所得証明書等 ※年金等の場合は、通知書の写しなど、年金額が分かる書類
資力が明らかになる書類	連帯保証人	住民税課税証明書(所得も記載されてあるもの) ※源泉徴収票等の住民税の課税状況が分からない書類は不可

※なお、貸付にあたってはこの他にもさまざまな要件及び添付書類、連帯保証人等が必要になります。また、県社会福祉協議会において貸付の可否に関する審査も行われます。詳しくは、勝浦市社会福祉協議会へご相談下さい。

ご寄付
ありがとう
ございました

多くの方々から寄せられた貴重な善意を大切に
役立てます。

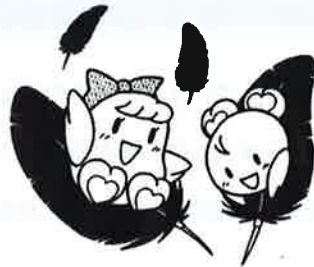
(平成20年8月~平成22年1月) (敬称略)

- ★大和龍二..... 115,905円
- ★浅野歌謡教室 あさの会..... 171,982円
- ★花園流寿扇会..... 16,665円
- ★勝浦市職員組合..... 4,959円
- ★勝浦東急東勝会..... 133,000円
- ★匿名..... 3,958円

赤い羽根共同募金に ご協力ありがとうございました。



勝浦市の募金額 3,351,117円



共同募金の理念は、お互いに助け合いながら、住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができる社会を目標に活動することです。

勝浦市で集まった募金は、千葉県共同募金会で集計された後、各地域の社会福祉協議会、福祉施設、福祉団体等に配分され福祉のために役立てられます。

勝浦市社会福祉協議会に配分される募金は、重度障害者見舞品、子供の遊び場の補修、ボランティア団体助成金等に活用させていただきます。

〈千葉県からのお知らせ〉

千葉県では、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づいて、障害者差別に関する相談窓口を設置しています。相談は無料です。遠慮なくご相談ください。(受付日時金曜日の9時~17時 祝日振替休日を除く)

相談窓口：夷隅健康福祉センター内 0470-73-4630